

仁木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

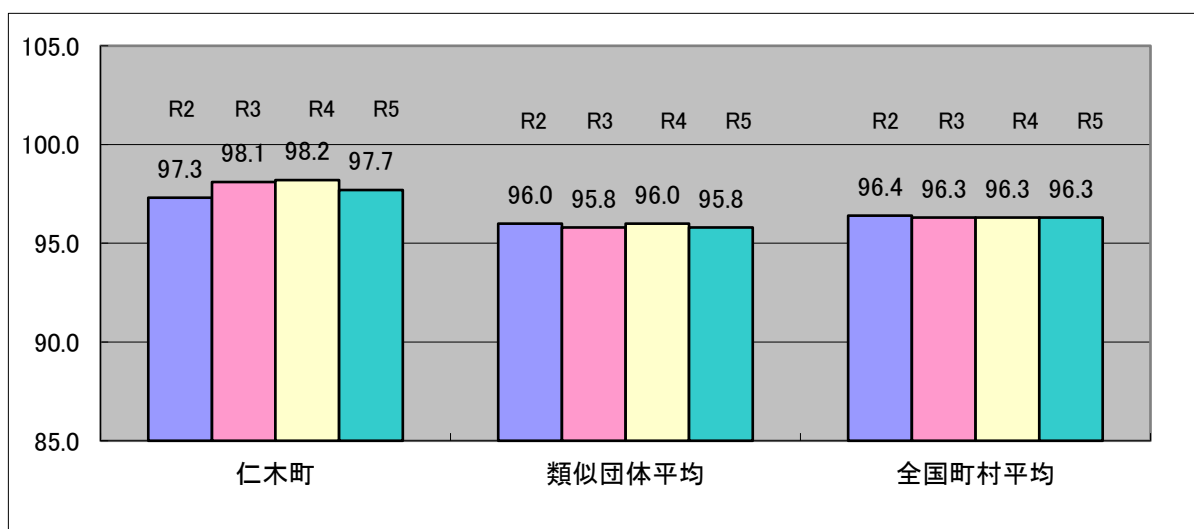
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	3,128人	4,728,690千円	24,940千円	636,762千円	13.5%	13.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤労手当	計 B		
4年度	64人	225,129千円	45,594千円	84,807千円	355,530千円	5,555千円	5,356千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、再任用短時間職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、再任用短時間職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 ※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

〔実施〕

実施内容

（給料表の改定実施時期）

平成27年4月1日

（内容）

行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。若年層については据置き。高齢層については最大4.0%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

本町は地域手当非該当

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
仁木町	39.5 歳	298,212 円	379,004 円	339,097 円
北海道	42.8 歳	317,306 円	387,419 円	360,085 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	40.9 歳	295,989 円	349,665 円	325,035 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

②技能労務職

該当職種はありません。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		仁木町	北海道	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	259,500 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

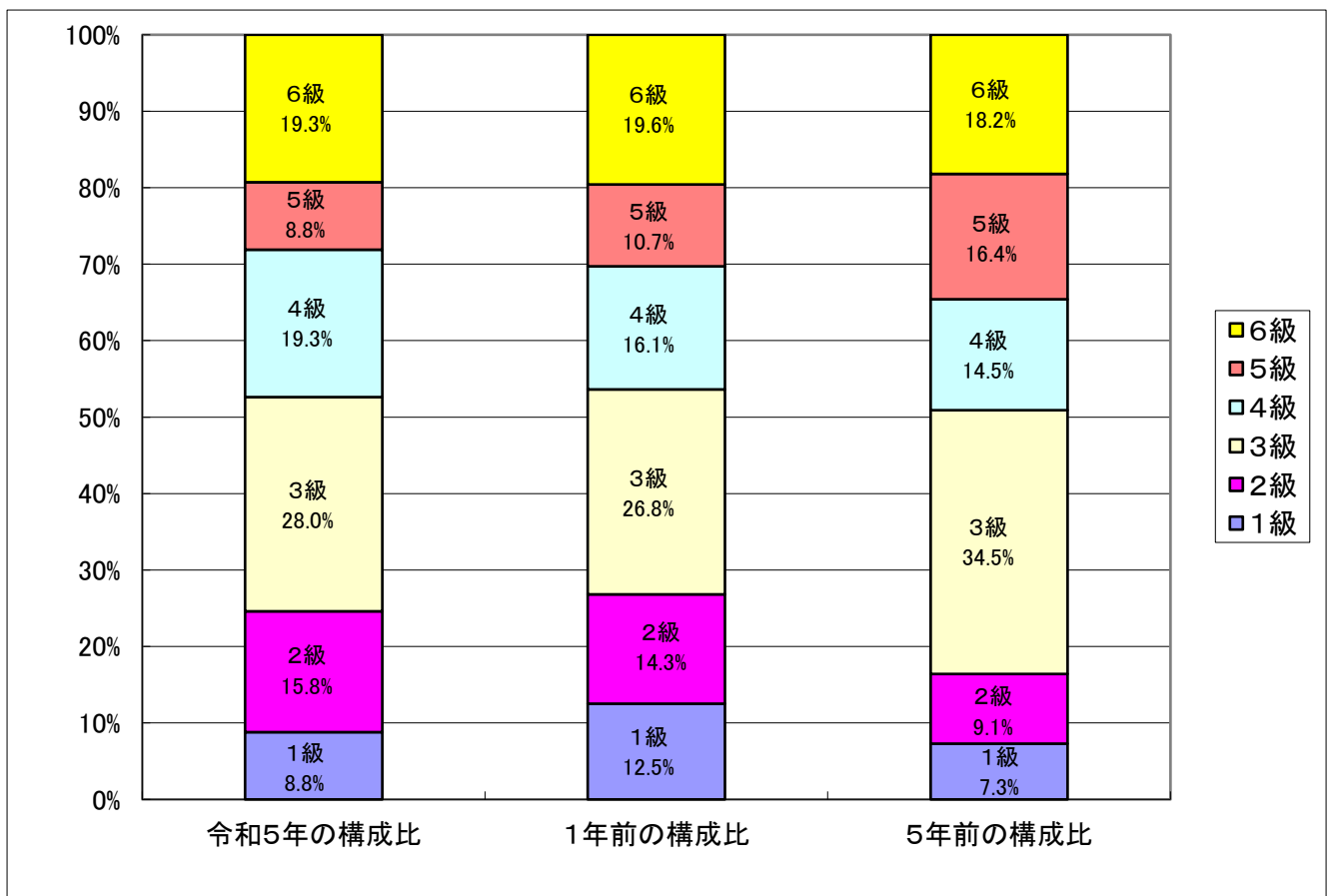
(注) 各経験年数に該当する職員がいない場合は「—」で表示してあります。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

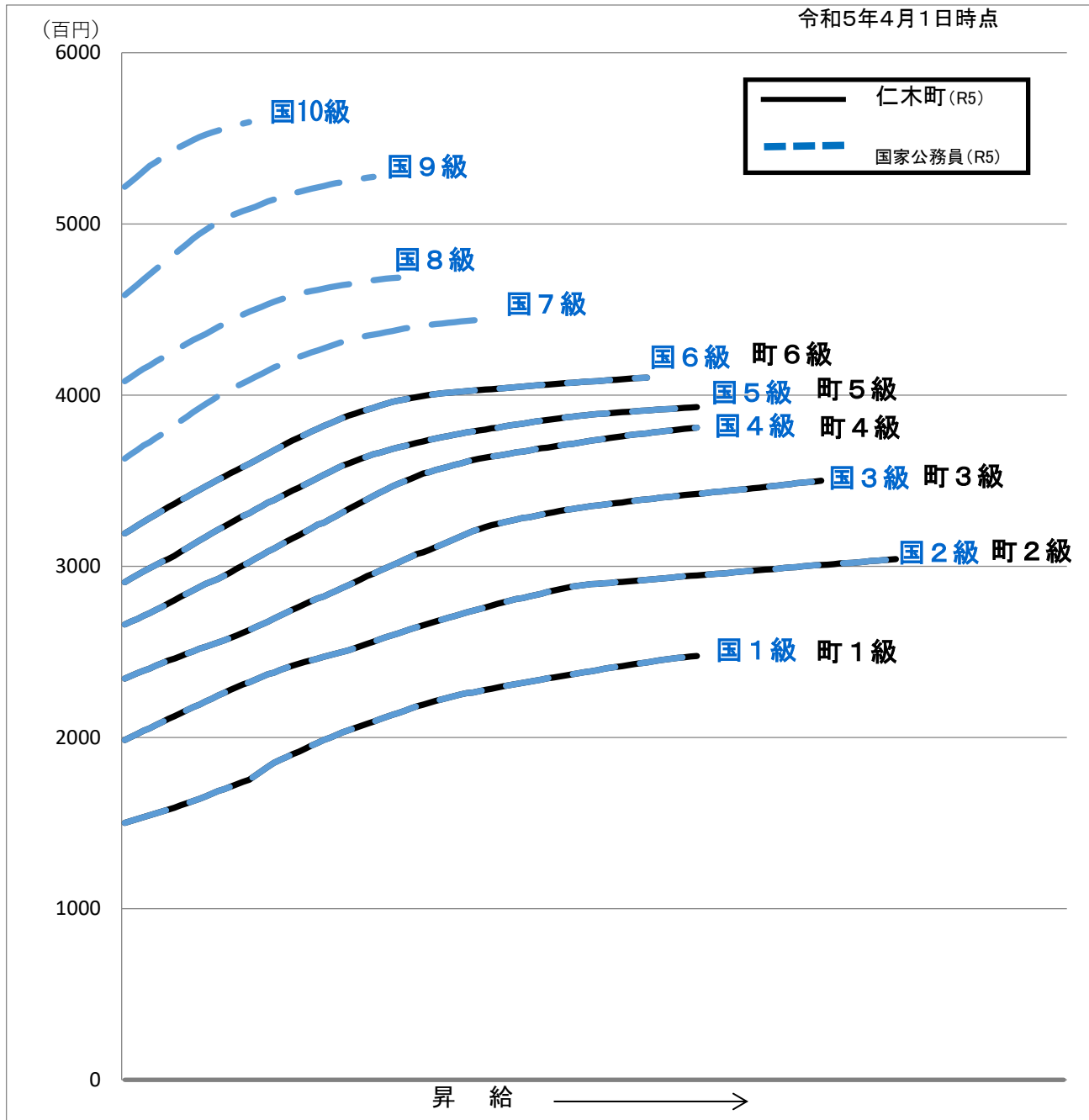
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1級	主事・技師	5人	8.8%	150,100 円	247,600 円
2級	主事・技師	9人	15.8%	198,500 円	304,200 円
3級	係長・主査・主任	16人	28.0%	234,400 円	350,000 円
4級	課長・主幹・係長・主査	11人	19.3%	266,000 円	381,000 円
5級	課長・主幹	5人	8.8%	290,700 円	393,000 円
6級	課長	11人	19.3%	319,200 円	410,200 円

- (注) 1 仁木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国の給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（仁木町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（適用）	△		△	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年度		令和6年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	仁 木 町		北 海 道		国	
1人当たり平均支給額 (令和4年度)	1,326千円		1,627千円		-	
支給割合 (令和4年度)	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.40月 (1.35月)	2.00月 (0.95月)	2.40月 (1.35月)	2.00月 (0.95月)	2.40月 (1.35月)	2.00月 (0.95月)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・3級 5% ・4～6級 10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注) 令和3年度人事院勧告における0.15月の引き下げ分(期末2.55→2.40)を令和4年6月で調整(仁木町・国)

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)(仁木町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(適用)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

区分	仁 木 町		国		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年	
勤続年数	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～30%加算)		定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
一人当たり平均支給額	14,630千円		-		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 非支給

(4) 特殊勤務手当 平成18年度より全廃

(5) 時間外勤務手当

令和4年度	支給実績	13,838 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	301 千円
令和3年度	支給実績	12,218 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	272 千円

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容	支給月額単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同		8,561千円	251,794円
	子	10,000円				
	子以外	6,500円				
	特定期間（16歳～22歳）の加算	5,000円				
住居手当	持ち家（制度廃止）		同		9,148千円	285,869円
	借家	支給限度額 27,000円	異	支給限度額 28,000円		
通勤手当	交通機関利用	支給限度額 55,000円	同		458千円	45,760円
	自家用車等利用	支給限度額 31,600円	同			
管理職手当	課長職	支給月額 41,000円	異	役職により支給額は異なる	9,928千円	451,273円
	主幹職	支給月額 32,000円				
宿日直手当	日直1日	4,400円	同		537千円	9,586円
管理職特別勤務手当	週休日等 1回 6,000円 ※6時間超の場合は、150/100を乗じて得た額 平日深夜 1回 3,000円		異	国：役職に応じ3,000円～12,000円	339千円	19,941円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	700,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	590,000円	846,800 円/	528,000 円
報酬	議長	258,000円	318,000 円/	203,000 円
	副議長	206,000円	300,000 円/	130,000 円
	議員	175,000円	251,000 円/	109,000 円
期末手当	町長 副町長	(令和4年度支給割合) 4.40月分		
	議長 副議長 議員	(令和4年度支給割合) 4.40月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長 副町長	給料月額×在職年数×512.6/100	14,352,800円	任期毎
		給料月額×在職年数×323.4/100	7,632,240円	任期毎

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 2 令和3年度人事院勧告における0.15月の引き下げ分（期末4.45→4.30）を令和4年6月で調整

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

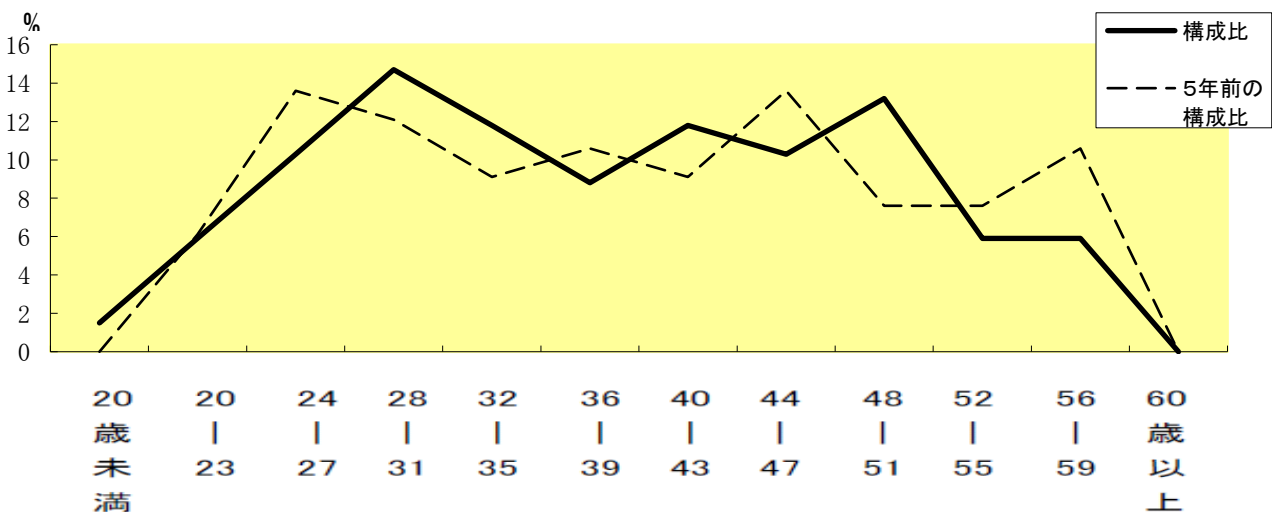
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通 会計 部門	一般行 政部門	議 会	2	2	0	
		総務企画	22	20	▲ 2	北海道への派遣終了、戸籍窓口の減員
		税務	4	4	0	
		民生	9	9	0	
		衛生	7	8	1	業務量の増
		労働	0	0	0	
		農林水産	5	6	1	北海道からの派遣終了に伴う増員
		商工	3	3	0	
		土木	5	5	0	
		計	57	57	0	〈参考〉 人口 1万当たり職員数 182.23人 (類似団体の人口 1万当たり職員数 199.72人)
	教育部門	7	7	0	欠員補充	
小 計	64	64	0	〈参考〉 人口 1万当たり職員数 204.60人 (類似団体の人口 1万当たり職員数 235.95人)		
公営企業等 会計部門	水道	2	2	0		
	その他	3	2	▲ 1	機構改革による配置換え	
	小 計	5	4	▲ 1		
合 計			69	68	▲ 1	〈参考〉 人口 1万当たり職員数 217.39人
			[110]	[110]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20～ 23歳	24～ 27歳	28～ 31歳	32～ 35歳	36～ 39歳	40～ 43歳	44～ 47歳	48～ 51歳	52～ 55歳	56～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	4人	7人	10人	8人	6人	8人	7人	9人	4人	4人	0人	68人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	30 年	元 年	2 年	3年	4年	5年	過去5年間の 増減数(率)
一 般 行 政	56	56	57	57	57	57	0 (0.0%)
教 育	6	7	7	5	7	7	1 (16.7%)
普 通 会 計 計	62	63	64	62	64	64	2 (3.2%)
公 営 企 業 等 会 計	4	5	5	5	5	4	0 (0.0%)
総 合 計	66	68	69	67	69	68	2 (3.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。